

～長寿のお祝い～
敬老祝い金のお知らせ

市内在住で祝い年を迎える人と100歳以上の人に祝い金を贈ります。

対象・支給額 下表のとおり

※9月1日を基準日として本市に引き続き1年以上居住し、住民票に記載されている人

その他 祝い金は振り込み。9月下旬に送付する申請書を記入して、同封の返信用封筒にて10月末までに返送してください。

間合せ 介護高齢課長寿支援係 ☎ 内線3141

年齢（生年月日）	支給額
88歳(米寿) 昭和 8 年 4 月 2 日～ 昭和 9 年 4 月 1 日	1万円
99歳(白寿) 大正11年 4月 2 日～ 大正12年 4月 1 日	3万円
100歳(紀寿) 大正10年 4月 2 日～ 大正11年 4月 1 日	8万円
101歳以上 (長寿)	大正10年 4月 1 日以前

- ◆年間スローガン
「自転車も 止まってよく見て
交差点」
- ◆サブスローガン
「わたります おうだんはどう
とまってね」
- 実施重点項目
- ▽子どもと高齢者をはじめと
する歩行者の安全の確保
- 期間 9月21日(火)～30日(木)
交通事故死ゼロを目指す日
9月30日(木)
- 運転者は、横断歩道は歩行
者優先であることを再認識
し、横断しようとする歩行者

がいるときは、必ず停止して進路を譲りましょう。子どもや高齢者は、信号機や横断歩道のある場所を横断し、左右の安全を確認しましょう。

▽夕暮れ時と夜間の交通事故防止と歩行者の保護など安全運転意識の向上

これから時期は、日没時間が早まり夜の時間帯が長くなります。自動車の早めのライト点灯や対向車などに配慮しながら、ライトの上向きを実践し、歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。歩行者や自転車は、通行車両から見えにくいことを意識して、明るい色の服装や反射材を着用する

ルール順守の徹底

用するなど自分の存在を周囲に知らせるようにしましょう。

公証相談

遺言、離婚に伴う養育費、
金銭の貸借、土地・建物の賣買

金銭の貸借 土地・建物の賃貸借、任意後見契約などのほか、公正証書に関する前橋公証人合同役場の公証人が相談に応じます。

とき 9月27日（月）午後一
時～3時30分
ところ テラス沼田4階防災
会議室406
相談料 無料
申込期限 9月22日（水）

申込期限 9月22日(水)
申込み・問合せ 前橋公証人
合同役場 ☎ 027-223-8

277

1003063
家屋を所有されている
皆さんへ

家屋（車庫、物置、サンルームなども含む）の新增築など、
次に該当する場合はご連絡ください。

- ▽新築、増築、取壊しをした
- ▽用途（使い方）を変更した
- ▽登記されていない家屋の所
有者が変更になつた

問合七 評稅評資產稅係爲
線301453016

(廣告)

(广告)